

議案第70号

杉並区長等の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月19日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区長等の給料の特例に関する条例

区長及び区民生活部を担任する副区長の給料の月額、この条例の施行の日から起算して1月間に限り、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）第2条の規定にかかわらず、同条例別表第1に規定する月額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条に規定する手当の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区長等の給料を減額する必要がある。